

平成20年4月24日

各 位

会 社 名 株式会社 丸 山 製 作 所
代 表 者 取締役社長 内 山 治 男
(コード番号6316 東証第1部)

問合せ先 常務取締役 木 内 渥
管理本部長

T E L 0 3 - 3 2 5 2 - 2 2 7 1

内部統制システム構築の基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成20年4月24日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改訂することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

(下線部分が変更箇所です。)

記

内部統制システム構築の基本方針決議

1、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (法362条4項6号、規則100条1項4号)

- ① コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと捉え、CSR委員会が策定した「丸山グループ・コンプライアンスマニュアル」を、丸山グループ役職員全員に配布するとともに、コンプライアンスマインドを浸透させるための啓発・研修を定期的に実施すること。
- ② コンプライアンス上の問題が発生した場合に備え、社内外に丸山グループ内部者からの公益通報を受付ける報告・相談窓口(ホットライン)を設置するなど、未然防止のための牽制および迅速な対応が取れる内部通報体制の整備を怠らないこと。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、取引を含め一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応する。そのために所管部署、対応方法などを定めるなど必要な体制を整備すること。

2、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(規則100条1項1号)

- ① 定款および取締役会規則に従い、株主総会議事録、取締役会議事録を作成し、10年間適切に保存、管理すること。なお、それらの資料についても同様に適切に保存、管理すること。

- ② 経営会議、合同経営会議、各種委員会などの重要な社内会議の議事録および資料については、文書管理規程により、適切に作成、保存、管理を行うこと。
- ③ 取締役決裁の稟議書を、稟議規程の規定にかかわらず、10年間適切に保存、管理すること。

3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制（規則100条1項2号）

- ① 大規模な事故、災害、不祥事、トラブルなどが発生した場合に備え、危機管理担当取締役は、「危機管理対応マニュアル」を定期的に見直し、充実をはかるとともに、これらの問題の発生を予防するための対策を順次検討し実施すること。また、事業継続を確保するための事業継続計画（BCP）を順次策定し実施すること。
- ② 丸山グループ内で重要な問題が発生した場合は、CSR委員会を速やかに招集し、対策を検討するとともに、指名された担当取締役は対策を適切に実施すること。

4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（規則100条1項3号）

- ① 取締役会、経営会議、合同経営会議、CSR委員会などの会議体を適切に活用することで、意思決定が迅速かつ合理的に行える社内体制を整備していくこと。
- ② 取締役の業務分担、各部門の職務分掌、職務権限などの社内規程を整備、見直しながら、効率的に職務が執行できる社内体制を整備していくこと。
- ③ 社長直属の内部監査室は、内部監査基準にもとづきグループ各社を含む全社の業務運営を監査し、経営全般における適正かつ効率的な業務運営の実現に資すること

5、当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（規則100条1項5号）

- ① 丸山製作所役員とグループ会社社長で構成する「経営会議」、また、丸山グループ会社全役員で構成する「合同経営会議」を年間計画に基づき開催することにより、丸山製作所グループ会社間の意思疎通及び情報交換をはかり、企業集団における業務の適正を確保する体制を推進すること。
- ② 丸山製作所及びグループ会社各社は、「丸山グループ・コンプライアンスマニュアル」に記載された企業行動憲章を含む法令を遵守すること。

6、監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（規則100条3項1号）

- ① 必要に応じて、監査役付として会計業務などの会社業務に経験豊富な専属の使用人を1名以上置き、監査業務の補助を行うこと。

7、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項（規則 100 条 3 項 2 号）

- ① 監査役付の使用人が取締役の指揮命令を受けないようにすること。
- ② 監査役付の使用人について、異動、配属、懲戒などの人事異動を行う場合は、監査役会との連携を図りつつ、事前に承諾を得ること。

8、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（規則 100 条 3 項 3 号）

- ① 監査役に報告すべき事項は、取締役と監査役会が協議し予め定めること。
- ② 報告すべき次の事象が発生した場合は、危機管理担当取締役が監査役に遅滞なく報告すること。
 - a. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - b. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - c. 内部通報による報告を含む、重要なコンプライアンス違反
 - d. その他会社経営上の重要な事項
- ③ 監査役付の使用人が前項に関して重大な事実を発見した場合は、監査役に直接遅滞なく報告すること。

9、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（規則 100 条 3 項 4 号）

- ① 監査役が「経営会議」「合同経営会議」をはじめとする全ての社内会議・各種委員会などに、無条件で出席することができること。
- ② 代表取締役等と監査役が定期的に情報交換する場を設けること。
- ③ 監査役から業務執行に係る報告を求められた場合は、担当取締役又は使用人が速やかに報告をすること。

10、財務報告の適正を確保するための体制の整備

- ① 取締役会決議により設置した内部統制推進委員会および内部統制推進プロジェクトチームが、財務報告の適正を確保するための内部統制を有効なものとする仕組みづくりに着手しているが、担当取締役が計画的かつ確実に実現するように、これを整備、推進すること。

以上